

送付方法	郵送	送付枚数	4枚	送付日	2017/09/1
文書番号	連合長野 No.2016-168号		問合せ先	担当	神野志 健二
宛 先	単位労働組合 御中			TEL	026-234-1626
	単位労働組合 賃金担当者 各位			FAX	026-234-1349
	単位労働組合 交渉担当者 各位			Eメール	chosa@nagano.jtuc.rengo.jp
			別紙添付資料	調査票	所要部数
				返信用封筒	所要部数

日本労働組合総連合会
長野県連合会
会長 中山千弘
(公印省略)

「2017年個人別賃金調査」にご協力ください (御回答のお願い)

日ごろ、連合長野の活動にご理解を頂いていることに、心より感謝の意を表します。

今年も、2018年の賃金交渉にむけ、「個人別賃金調査」を行っています。この個人別賃金調査については、県内の組織労働者の賃金実態を産業別や企業規模別、あるいは職種別に明らかにすることによって、職場の組合役員の皆様の県内賃金水準に対する現状把握と、賃上げの要求作りを支援するために行っているものです。昨年(2016年)調査では、連合長野の組織内外の**200組合(職場)**から、**39,931人のみなさん**の回答をいただくことができました。改めて、ありがとうございます。この調査結果は「2017年個人別賃金調査報告書(データCDを同梱)」として発行しました。

それに加えて、調査にご回答いただいた労働組合には、「2016個人別賃金調査報告書」の集計結果を単組の実態と比較できる「単組入力データ」と「単組集計」の結果をお返ししました。

集計結果と単組データを活用し、2018春闘の要求作りに活用いただければ幸いです。

ことしもこの調査にご協力いただけますようお願いいたします。

記

1. 個人別賃金調査の回答方法について

(1) 調査対象

2016年9月に支払われた組合員各人の所定内賃金(時間外労働・臨時に支払われた賃金を除く月例給与の総額)

(2) 調査票回収集約目標日

10月31日までに連合長野事務局に到着するよう、返送をお願いします。

(3) 調査方法

① 調査票の回収による方法

20名連記の用紙を、おおむね組合員数を満たすと思われる人数分お送りしています。各組合では注意書きに沿ってご記入いただき、返信用封筒(受信人払)で送り返して下さい。

* 単記用の用紙 組合員の皆さんの人数が50人未満であろうと思われる労働組合には単記用の用紙も入れてあります。賃金データを入手できない場合、この単記用紙によって賃金実態調査を行ってください。(用紙を追加して送れというご注文にも応じます)

* 不足する用紙の請求は末尾のお問合せ先に御連絡下さい。

② CDなどの記憶媒体・電子メールによる方法

データの配列を連記調査票と同様に配列して頂くようお願いいたします。

パソコンソフトのデータとして入力いただき、CDなどの記憶媒体に記録してお送りください。

データの形式は、

- a. カンマ区切りテキスト
- b. 固定長テキストファイル
- c. MS エクセル、あるいはMS エクセルで読めるファイル形式でお送りください。

③ 電子メールによる方法

連合長野の調査担当者のアドレス (chosa@nagano.ituc-rengo.jp) まで、上記のデータを添付ファイルとしてお送り下さい。

(入力のための書式は、【連合長野HPサイト】⇒【活動報告】⇒【春季生活闘争】からMS エクセルでダウンロードして下さい。昨年の集計結果の一部も掲載しています)

2. 集計方法

(1) 2017 個人別賃金調査報告書 (2018 年 1 月に作成し送付する予定。情報の保護を考慮し、紙出力ではなく CD に記録したデータディスクを同梱したパンフレット)

① 産業大分類 (2016 年は 7 分類) (長野県内の特定最低賃金設定産業においては平成 14 年基準 J I S 中分類) の

- * 年齢・勤続階層別度数分布表・平均賃金
- * 年齢別平均賃金・第 1 十分位および第 9 十分位賃金・第 1 四分位および第 3 四分位・中位数・平均勤続・1 歳あたりの平均年齢間差
- * 3 次回帰式による近似曲線グラフ
- * それぞれの表に調査結果計と対比し、長野県平均を 100 とした、パーシェ指数

② 企業規模別に集計した①と同様のもの (2015 年は 4 分類)

③ 職種別に集計したもの (2016 年は、就職時学歴とクロスして 6 分類)

④ 就職時学歴別に集計したもの (2016 年は、就職時学歴とクロスして 9 分類)

⑤ 地域別に集計したもの (北信・東信・諏訪地域・伊那谷・中信の 5 分類)

※ パートタイム労働者、嘱託、臨時など、呼び方がさまざまある有期雇用の組合員の集計を付け加える予定です。できればそれとわかる記載を末尾に追加してください。

(2) 各組合別集計

① 各組合別に上記 (1) と同様の集計表を作成し、入力済み単組データと共に、別ディスクに記録してお送りします

(3) その他 (安心してご回答くださるようお願いいたします)

① 個別の企業、職場、組合、個人を推定させるような出力データの開示は行いません。

② その他、個人および企業の情報の漏洩につながることは行いません。

回答のお願い・「個人別賃金調査報告書」内容ご紹介

○「個人別賃金調査」は、こんな目的をもって毎年お願いしています。

みなさんがお寄せいただいた回答を集計して、県内組織労働者の賃金水準を明らかに…

- ① 賃上げ要求の根拠を示す
- ② 県内中小企業の職場の労使交渉を支える
- ③ 地域や産業の賃金水準に基づくモデルを示し、若い人たちに将来予測を示し、組合運動への取り組み意欲を高める
- ④ 一時的な景気・経済環境の変動による賃金水準の低下を防ぐ、ことを目的としています。

みなさんは、「報告書」の県内の賃金水準、単組集計の賃金水準を基に…

- ⑤ 単組・職場の賃金実態（水準）を把握する
- ⑥ 職場の賃金構造の問題点を明らかにする
- ⑦ 同業他社、同地域内の格差是正を目指す
- ⑧ 中（長）期の賃金のモデル化によって、将来に向けた方針を組合員に明らかにする、…ことによって組合活動への結集力を高めることをめざしています。

◎ 組合・職場の取り組みを期待しています！！

1. 企業規模別集計	PDF	EXCEL
中小企業(卸売業 100人未満、小売業 50人未満、その他 300人未満)		
2. 企業規模 300人未満、全産業・学歴計		
3. 企業規模 300人～999人、全産業・学歴計		
4. 企業規模 1,000人以上、全産業・学歴計		
2. 産業別集計		
2.1 産業大分類		
2.1.1 E 建設業		
2.1.2 F 製造業		
2.1.3 I 運輸業		
2.1.4 J 卸売・小売業		
2.1.5 K 金融・保険業		
2.1.6 N 医療・福祉		
2.1.7 O 教育・学習支援業		
2.1.8 P 複合サービス業		
2.2 産業中分類 (*は特定最低賃金適用業種)		
2.2.1 E8 設備工事業		
2.2.2 F9 食料品製造業		
2.2.3 F16 印刷・関連産業(*)		
2.2.4 F24 非鉄金属製造業		
2.2.5 F25 金属製品製造業		
2.2.6 F26 一般機械器具製造業		
2.2.7 F27 電気機械器具製造業		
2.2.8 F29 電子部品・デバイス製造業		

60種余りの集計表と近似式のグラフが記録された「データCD」のメニュー画面です。

調査結果を、県内職場のお役に立てるものとするため、数多くの集計を行っています。

添付CDをパソコンに挿入すると、自動的にメニュー画面が起動します。

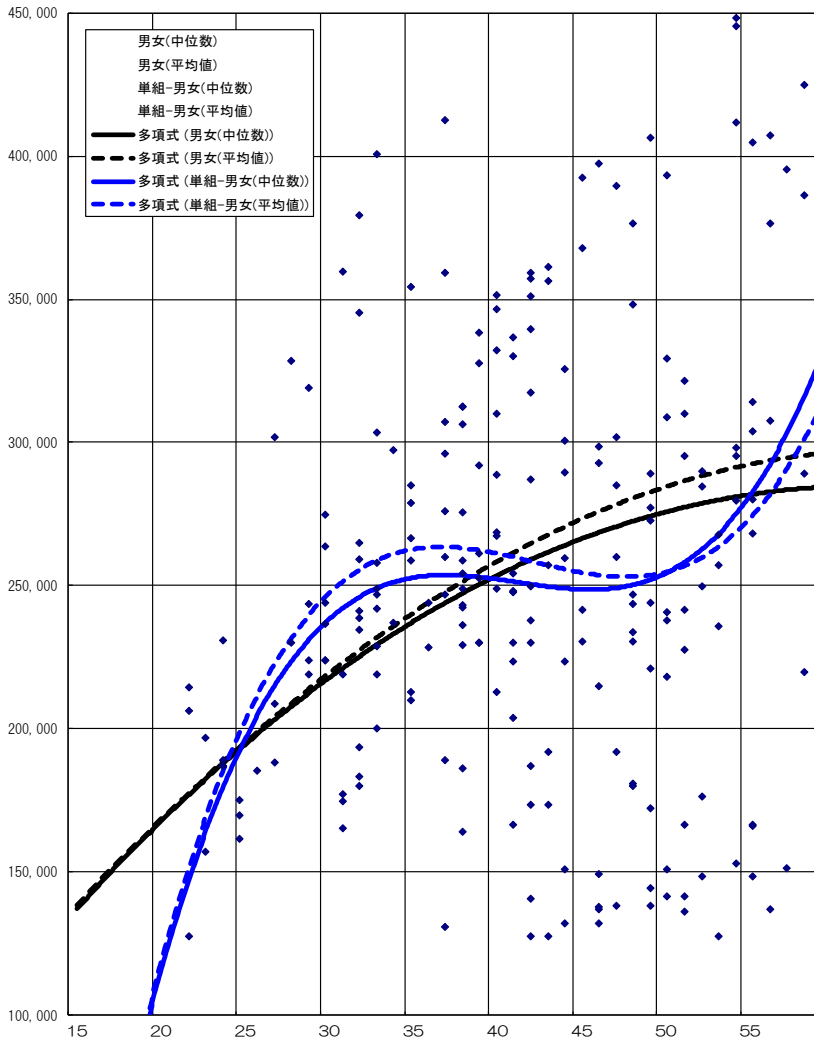
企業規模・標準産業分類（大分類・中分類・最低賃金適用産業）・就職時の学歴企業規模別クロス集計・地域別（北信・東信・諏岡・伊那谷・中信）etc.など、60種を超える集計を行い、エクセルとPDFのファイルで提供しています。

組合（職場）ごとの集計表が記録されたデータCDが別に付いています。

みなさん自身の職場、単組の集計も行い、グラフ化したものも添付して、お返しします。

年齢	集計人員	平均勤続	中位数	平均賃金	男性					P指数	集計人員	平均勤続	中位数	平均賃金	女性					
					十分位 第1	十分位 第2	十分位 第3	十分位 第4	十分位 第5						十分位 第1	十分位 第2	十分位 第3	十分位 第4	十分位 第5	
15																				
16																				
17																				
18																				
19																				
20	1	0.0	143,524	143,524	143,524	143,524	143,524	143,524	173,399	82.77										
21	1	3.0	186,210	186,210	186,210	186,210	186,210	186,210	179,710	103.62										
22																				
23	2	3.0	177,774	177,774	160,712	194,835	167,110	188,437	193,571	91.84										
24	2	3.5	187,980	187,980	175,196	200,764	179,990	195,970	189,179	99.37	1	2.0	216,700	216,700	216,700	216,700	216,700	216,700	207,559	
25	4	1.8	191,196	193,793	181,040	208,623	184,100	200,888	204,105	94.95	2	2.5	188,211	188,211	173,819	202,602	179,216	197,205	199,466	
26	1	1.0	192,900	192,900	192,900	192,900	192,900	192,900	229,349	84.11	1	4.0	230,300	230,300	230,300	230,300	230,300	230,300	218,232	
27	7	5.4	220,400	210,399	188,924	227,096	198,000	224,910	227,586	92.45	2	5.0	210,996	210,996	198,753	223,239	203,344	218,648	217,791	
28	4	4.0	221,219	207,998	175,630	228,803	191,591	224,979	217,176	95.77	2	5.5	218,450	218,450	201,930	234,970	208,125	228,775	208,023	
29	1	1.0	239,600	239,600	239,600	239,600	239,600	239,600	226,168	105.94	1	11.0	156,079	156,079	156,079	156,079	156,079	156,079	199,915	
30	9	4.1	228,000	231,203	175,398	273,680	200,000	240,286	237,636	97.29	2	12.0	209,309	209,309	183,331	235,287	193,072	225,545	197,679	
31	4	5.5	248,189	247,045	217,753	275,420	235,384	259,850	242,736	101.78	2	5.0	219,260	219,260	203,852	234,668	209,630	228,890	214,770	
32	5	5.2	270,689	262,751	232,587	284,020	270,368	275,800	264,790	99.23	1	10.0	210,000	210,000	210,000	210,000	210,000	210,000	230,187	
33	6	4.5	232,103	229,304	181,820	273,988	210,924	261,877	250,508	91.54	1	9.0	238,109	238,109	238,109	238,109	238,109	238,109	250,085	
34	3	7.3	267,761	248,317	203,944	275,312	227,876	272,481	270,938	87.28	1	12.0	230,000	230,000	230,000	230,000	230,000	230,000	218,885	
35	9	10.0	271,000	270,332	229,220	295,298	259,072	284,513	274,624	98.44	2	8.5	189,742	189,742	165,535	213,948	174,612	204,871	246,371	
36	8	12.0	254,650	242,835	209,118	298,776	221,975	288,249	271,323	93.11	2	14.0	223,933	223,933	181,479	266,387	197,400	250,467	244,915	
37	4	8.0	243,800	242,835	233,750	251,148	236,225	250,410	281,569	86.24	1	17.0	307,300	307,300	307,300	307,300	307,300	307,300	338,438	
38	7	13.3	278,840	285,086	235,200	333,322	262,000	322,917	295,935	96.33	3	13.0	232,950	231,855	212,363	250,910	220,083	244,175	238,324	
39	5	16.4	318,552	276,361	194,304	332,980	230,000	323,349	287,395	96.16	2	9.5	266,900	266,900	259,780	274,020	262,450	271,350	256,306	
40	15	14.3	285,000	279,849	192,267	346,181	246,500	332,526	303,689	92.15										
41	5	17.0	302,430	276,147	180,896	360,219	192,131	337,213	296,403	93.17	1	1.0	245,600	245,600	245,600	245,600	245,600	245,600	262,828	
42	1	22.0	345,000	345,000	345,000	345,000	345,000	345,000	306,872	112.42										
43	3	18.7	320,000	297,723	243,360	343,175	272,100	334,485	309,013	96.35	3	12.0	300,890	287,863	236,418	334,098	260,595	321,645	278,143	
44	4	17.5	347,300	311,520	217,066	377,350	296,095	362,725	324,457	96.01	2	11.0	236,750	236,750	234,150	239,350	235,125	238,375	283,145	
45	7	14.9	302,100	266,808	170,482	348,640	197,090	318,633	312,091	85.49	1	23.0	191,972	191,972	191,972	191,972	191,972	191,972	203,069	
46	5	18.2	354,600	317,209	234,653	383,676	245,000	357,690	345,433	91.83	2	15.5	299,801	299,801	246,888	352,713	266,730	332,871	297,713	
47	8	14.1	296,041	292,264	161,623	406,051	209,098	395,369	309,677	94.38	1	20.0	287,400	287,400	287,400	287,400	287,400	287,400	221,372	
48	8	21.1	384,750	345,368	230,293	400,356	332,664	394,127	340,059	101.56	2	17.5	312,750	312,750	268,500	356,950	285,125	340,375	297,453	
49	3	16.7	227,900	218,158	193,580	238,838	206,450	234,737	279,274	78.12	2	27.5	365,450	365,450	365,090	365,810	365,225	365,675	341,394	
50	4	21.0	394,750	334,096	213,282	406,385	327,208	401,638	344,365	97.02	3	14.7	284,010	304,503	233,602	382,552	252,505	346,255	268,307	

○ 県内の水準と職場の集計・組合員のみなさんの賃金を比較できます



どうかして皆さんの職場の取り組みのお役に立つように、各種の県内集計には、エクセルファイルに仕掛けがしてあります。

それぞれの集計ファイルには、別添のCDに収められた皆さんがたの職場のデータと、それを集計したエクセルの表を読み込めるようになっています。

左の図は、「企業規模 300 人未満」のグラフに抽出したデータから作成した「モデル労働組合」の賃金の水準を重ね合わせ（青線が単組）、実際の賃金を横軸の年齢に合わせてプロット図で表示したものです。

上下への大きな広がりを見れば、この職場（実際にはグループですが）における賃金制度確立の取り組みが厳しいことに気づかざるを得ませんし、何よりもまず極端な低賃金の組合員がいることに気が付きます。皆さんの春闘でのお取り組みに活かしていただきたいと思います。

います。

《重要なお願い》この調査は9月度の「所定内賃金」で行っています。所定内の労働時間をフルに働いた時の賃金の総額です。下の式に基づいて記入して下さい。

$$\text{【所定内給与】} = \text{【現金給与総額】} - \text{【超過労働給与額】}$$

$$\text{【超過労働給与額】} = \text{【時間外勤務手当】} + \text{【深夜勤務手当】} + \text{【休日出勤手当】} + \text{【宿日直手当】} + \text{【交替手当】}$$

このほか、二カ月以上の期間の労働に対して支払われた「一時

「個人情報保護法」の施行によって、「個人別賃金調査はできない」とお返事いただく組合がいくつかあります。以下についてご了解いただき、ご協力をお願いします。

- 誰の賃金か特定できない、数字だけの賃金データは「個人情報」ではありません。
- 他の情報と照合すれば個人が特定できそうでも、ことさらに調査したり、問合せをしたりしなければ特定できない場合は、個人情報ではありません。
- もちろん、連合長野では産業・地域の集計結果公表にあたって、どこの組合・職場からの回答であるか情報を開示することはありません。

金」「賞与」のたぐいのものがあれば、それも差し引いてください。